

【表紙】
【提出書類】 訂正親会社等状況報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の7第1項及び第2項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2024年6月14日
【事業年度】 第52期（自 2022年3月1日 至 2023年2月28日）
【会社名】 株式会社ロピア・ホールディングス
【英訳名】 Lopia Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】 代表取締役 高木勇輔
【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市幸区南幸町2丁目9番地
【電話番号】 044-556-0298
【事務連絡者氏名】 経営管理本部 経理財務部長 牧野佑騎
【最寄りの連絡場所】 神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目9番地
【電話番号】 044-556-0298
【事務連絡者氏名】 経営管理本部 経理財務部長 牧野佑騎
【提出子会社名】 株式会社スーパーバリュー
【提出子会社代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 岸本圭司
【提出子会社本店の所在の場所】 埼玉県上尾市愛宕三丁目1番40号
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第1【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【所有者別状況】

(2023年2月28日現在)

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地法公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)				1					1
所有株式数(株)				1,800,000					1,800,000
所有株式数の割合(%)				100.0					100.00

(2)【大株主の状況】

(2023年2月28日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)総数に対する所有株式数の割合(%)
ユータカラヤ株式会社	神奈川県川崎市幸区南幸町2-9	1,800,000	100
計		1,800,000	100.00

2【役員の状況】

男性 4名 女性 1名(役員のうち女性の比率 20%)

2023年2月28日現在)

役職名	氏名 (生年月日)	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	高木 勇輔 (昭和56年8月28日)	平成17年4月 株式会社菱食 入社 平成18年7月 株式会社菱食 退社 平成18年11月 株式会社ユータカラヤ入社 取締役 就任 注3 株式会社ロピア、株式会社ロピア・ホールディングス代表取締役就任 平成25年3月	注1	0
取締役	高木 美枝子 (昭和26年10月3日)	昭和48年3月 小田原信用金庫 入社 昭和56年9月 小田原信用金庫 退社 昭和56年11月 有限会社 肉の宝屋 中川畜産 入社 社(同社 取締役) 株式会社ユータカラヤ 取締役 就任 平成17年2月 株式会社ユータカラヤ・ホールディングス(現 株式会社ロピア・ホールディングス)取締役就任 平成17年2月 株式会社ロピア取締役 辞任 平成29年4月	注1	0
取締役	野老田 茂 (昭和28年5月3日)	昭和49年8月 有限会社 肉の宝屋 中川畜産 入社 平成11年3月 株式会社ユータカラヤ取締役 就任 平成17年3月 株式会社ユータカラヤ常務取締役 就任 平成29年2月 株式会社ロピア 常務取締役 辞任 平成29年9月 株式会社ユーラス取締役 就任	注1	0
取締役	内田 貴之 (昭和31年11月1日)	昭和54年4月 平成11年12月 平成14年10月 平成19年12月 平成20年1月 平成25年2月 平成25年6月 平成30年6月 平成31年5月 平成31年5月		

日産自動車株式会社 入社 日産自動車株式会社 退社 株式会社ヤオコー 入社 株式会社ヤオコー 退社 日本マクドナルド株式会社 入社 日本マクドナルド株式会社 退社 株式会社三越伊勢丹フードサービス 社長 就任 株式会社ロピア 入社 取締役 就任 株式会社ロピア・ホールディングス 取締役 就任 管理本部長 就任	注 1	0			
監査役	岡田信夫 (昭和26年3月15日)	昭和52年4月 平成8年2月 平成9年6月 平成11年10月 平成17年3月	武田公認会計士事務所 入社 株式会社ユータカラヤ非常勤監査役 就任 武田公認会計士事務所 退社 岡田信夫税理士事務所 開設 株式会社ユータカラヤ 監査役 兼務	注 2	0

(注1) 取締役の任期は、その就任の日である2022年5月2日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。

(注2) 監査役の任期は、その就任の日である2022年5月2日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。

(注3) 株式会社ユータカラヤは会社分割による新設および商号変更によって、現在の株式会社ロピアおよび株式会社ロピア・ホールディングスとなります。

第2【会社法の規定に基づく計算書類等】

1【貸借対照表】

会社法の規定に基づく貸借対照表の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

2【損益計算書】

会社法の規定に基づく損益計算書の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

3【株主資本等変動計算書】

会社法の規定に基づく株主資本等変動計算書の記載に代え、当該書類を当報告書に添付していません。

4【個別注記表】

会社法の規定に基づく個別注記表の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

5【事業報告】

該当事項はありません。

6【附属明細書】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和6年2月29日

株式会社O I Cグループ
取締役会御中

橋本誠志公認会計士事務所
公認会計士 橋本誠志 印

監査意見

私は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社O I Cグループの令和4年3月1日から令和5年2月28日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（注6）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上